

奈良県教育委員会教育長訓令第八号

県立学校

学校以外の教育機関

奈良県教職員公舎管理規程（昭和四十七年三月奈良県教育委員会教育長訓令甲第五号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 矢和多 忠 一

第七条第一項中「行なう」を「行う」に改める。

第十二条中「一に」を「いずれかに」に改める。

別表十津川高等学校の項中「九、八〇〇」を「一〇、九〇〇」に改め、青少年野外活動センターの項を削る。